

2025.06.16 改訂

責任ある企業行動に関する方針

豊和株式会社は事業活動を行うにあたり、責任ある企業行動を実践するため、環境保全、人権尊重、地域貢献を柱とする以下の方針を策定し実行します。

さらに企業活動にあたり、OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針を遵守します。

<環境に関する方針>

豊和株式会社は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し「明るい地球環境を私達の行動で守り続けます。」をスローガンとし、これを推進させるための主な活動項目を次に掲げます。

- (1) 豊和株式会社が行う事業活動が環境に与える影響を的確に捉えます。
- (2) 地球環境の保全活動を推進するため、環境管理委員会をはじめ全ての組織及び社員が活動できる環境管理組織を整備すると共に、原材料、エネルギー等供給関係者への協力、協同を図ります。

(3) 法及び自治体等の規制協定の遵守はもとより、自主管理基準の設定により、汚染の予防に努めます。

(4) 豊和株式会社が行う事業活動が環境に与える影響の中で、特に以下の項目について優先的に保全活動を推進する必要性を認識し、全社的活動として継続的な環境の保全に努めます。

- ・水質汚濁物質の排出量の削減を図ります。
- ・汚泥、梱包廃材等の廃棄物の削減を図ります。
- ・電力、燃料等エネルギーの削減を図ります。
- ・異常時、緊急時に燃料、化学薬品、排水等が環境に著しい影響を及ぼさないよう予防措置に努めその訓練を行います。
- ・化学物質等の環境に負荷を与える物質の内、代替物質への転換を積極的に図ります。

(5) 環境教育、社内広報活動を実施し、全社員の環境方針の理解と、環境に関する意識向上を図ると共に、関係委託業者、契約業者へも環境方針を周知し、理解と協力を要請します。

(6) 関係諸官庁、地域住民とのコミュニケーションを図ります。

<人権に関する方針>

豊和株式会社の事業活動における人権に関する方針を次に掲げます。

- (1) サプライチェーンを含む事業活動の全ての領域において、全従業員が人権への理解を深め適切な行動と対応に努めて参ります。
- (2) サプライチェーン全体を通じて人権を尊重し、国内外の法令を遵守するとともに、国連をはじめとした国際機関および日本政府から示された人権規範を受け止め実践に努めます。
- (3) 人間の多様な価値観、個性、プライバシーを尊重するとともに、人種、民族、国籍、出身地、性別、健康状態、障害の有無などを理由とした差別、職種や雇用形態の違いに基づく差別を行いません。
- (4) 直接的および間接的事業活動全体を通じて人権に関する課題の把握に努めるとともに、人権に対する悪影響の予防に努め、悪影響が生じていることが判明した場合は、必要かつ適切な措置を講じ、その実施状況を見極めることにより責任あるサプライチェーンを築いて参ります。

<地域貢献と人材育成>

我々製造業においては、人材は人財（財産）であるとの考え方の元、以下の活動を推

進して行きます。

- (1) 地域の小、中、高の学生、全国のアパレルの専門学校生等の工場見学の受入れや、小学校への出前講義を行い、次世代を担う子供たちに地域産業の知識を深める活動を継続して行います。
- (2) 社内においては、商品知識研修の実施、繊維製品品質管理士、ジーンズソムリエなどの資格取得の推奨などを通して、社員がスキルを向上させて、意欲的に仕事に取組む環境づくりを行います。

<法令順守>

- (1) 豊和株式会社は、事業活動にあたり国内外の法令を遵守します。
- (2) 事業活動を行うにあたり、サプライチェーン全体をとおして、公的機関および利害関係者への贈収賄行為は一切行いません。なお贈収賄禁止に関する基本方針を別途定めます。
- (3) 事業活動を行うにあたり、反社会的勢力と一切関係を持ちません。また反社会的勢力から要求に対しては、警察機関への通報を含め毅然とした対応を行います。
- (4) 当社および関係取引先の知的財産保護が重要であるとの認識から、知的財産保護に関する方針を別途定めます。

上記方針の詳細は、就業規則、環境マネジメントシステム等に盛り込み、実行後、検証、改善を行い、今後の経営に生かしていきます。また活動の推進役として取締役1名を責任者として選任し、別紙の体制により全従業員に周知し実りある活動へつなげて行きます。